

移送サービス利用料の助成について

市では、高齢者や障害者等の外出促進と閉じこもり防止のために、移送サービス利用料金の一部を助成する券を発行しています。タクシーでもご利用できる券です。

●対象者（次の①②両方に該当する方）

- ①取手市内に住所を有し、下記の移送団体に会員登録をしている在宅の方
- ②利用者本人が市民税・県民税が非課税の方

●申請手順

1. 市内の移送団体に利用者登録をする（登録後、移送団体から申請書が交付されます）

移送団体名	電話番号	受付時間
取手市社会福祉協議会	☎70-5221	(8:30~17:15 月~金)
活きる	☎73-8361	(10:00~15:00 月~金)
水彩館	☎77-1317	(9:00~17:00 月~金)
藤代なごみの郷	☎82-7530	(9:00~17:00 月~金)

★移送団体に利用者登録ができるのは、下記のいずれかに該当する方です

- ① 介護保険の要支援または要介護の方
- ② 身体障害者手帳をお持ちの方
- ③ 肢体不自由、内部障害（人工透析を含む）、精神障害、知的障害などにより、単独では公共交通機関を利用することが困難な方

※要介護認定や身体障害者手帳等を所持していない場合、ご登録できない団体があります。

2. 移送団体から交付を受けた移送サービス利用料金助成申請書へ必要事項を記入し、記名のうえ、高齢福祉課もしくは藤代総合窓口課に提出する（郵送・持参どちらでも可）

3. 審査後、2週間前後で該当者には助成券が簡易書留で郵送されます

●発行数

月あたり5枚 移送団体とタクシーで利用できる『共通利用券』 5枚

●助成額

移送団体利用 片道1回あたり700円
タクシー利用 片道1回あたりの初乗り料金分

●注意事項

- ・片道1回に1枚のみ使用できます（往復2枚）
- ・移送団体を利用するには、事前に予約が必要です
- ・タクシーを利用する前には、助成券を使用したい旨、運転手に伝えてから使用してください

●申請書類提出先 ・ 問合せ先

取手市役所 高齢福祉課 高齢者福祉係

〒302-8585 取手市寺田5139 ☎0297-74-2141（内線1322）